

よくある質問（部活動の地域展開）	質 問	回 答
地域展開について		
1) 目的	Q.なぜ、部活動の地域展開をしなければならないのですか。	A.全国的に少子化が進み、学校の働き方改革等社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなってきており、国や県において学校部活動に代わる新たな地域クラブ活動の整備に向けた取組が進められています。こうしたことから、山陽小野田市においても、将来にわたりスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開を進めています。
2) 概要	Q.何がどう変わらのか、わかりません。	A.山陽小野田市では、令和8年度の新体制発足後（6月～8月頃）、 休日の 学校部活動は廃止し、地域クラブ活動に展開します。また、平日の学校部活動は、実施可能日が現行の週3日（火・木・金曜日）から週2日（火・木曜日）になります。地域クラブ活動では、月2千円～3千円の会費が必要になる見込みで、中学生以外の会員がいる場合や、活動時間帯が遅くなる場合、学校以外で活動する場合、指導者が地域や民間企業の方になる場合があります。
3) 部活動継続	Q.部活動を外部指導者の活用や教員の待遇改善等によって継続する選択肢はないのでしょうか。	A.「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」（令和6年11月策定／以下「基本方針」という。）にあるとおり、少子化が進み、さらには学校の働き方改革等社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなってきており、学校によっては部活動の存続が厳しい状況にあります。こうした現状を踏まえ、生徒が、将来にわたって、スポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校部活動から地域クラブ活動への展開を図ることとしました。

	4) 部活動の活動期間	Q. 部活動はいつまで活動できますか。	A. 山陽小野田市では、令和8年度の新体制発足後（6月～8月頃）から、 休日の 学校部活動は廃止しますが、当面の間、平日の学校部活動は継続されます。なお、主に休日に行われる試合や大会は、新体制発足後から学校部活動としては参加できません。
	5) 地域展開モデル	Q. 民間団体等に部活動を移管するのですか。	A. 山陽小野田市では、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、地域の文化・スポーツ団体等が地域クラブ活動の実施主体となり、当面の間、これら実施主体の管理を行う運営団体に市（文化スポーツ推進課）が関与します。 ※実施主体とは、中学生の活動を主体的に進める団体を指します。 ※運営団体とは、実施主体の登録・管理を行うとともに、各種関係機関との調整等を図る団体を指します。
	6) 地域展開モデル	Q. 地域クラブ活動の実施主体を行政が担うべきではありませんか。	A. 山陽小野田市では、行政が実施主体になり生徒を直接指導することは考えていません。円滑に地域展開が行えるよう、実施主体となる地域クラブ活動団体の確保に努めてまいります。
	7) 地域展開モデル	Q. 中学校区単位で設置、既存の部活動をベースとするモデルはできないのでしょうか。	A. 生徒の混乱や負担を最小限に抑えるため、中学校単位で、既存の部活動を基本に地域展開ができればベストであると承知はしていますが、指導者や運営資金の確保が困難な状況です。可能な限り、地域クラブ活動の実施主体が多くできるよう努めてまいります。
	8) 他自治体との比較	Q. 他市は既に地域展開が進んでいるのに対し、山陽小野田市は進捗が遅くありませんか。	A. 部活動の地域展開は、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、その移行方針は各地方自治体に委ねられているため、自治体の状況によって方針や進捗も異なります。

	9) 他自治体との比較	Q. 他市と取組方針が異なるのはなぜですか。	A. 部活動の地域展開は、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、その移行方針は各地方自治体に委ねられているため、各自治体によって、移行の方向性（方法）は異なります。山陽小野田市では、移行期における生徒の混乱や負担を抑えるため、当面の間、各中学校での平日の部活動は維持しつつ、休日は地域が主体となった地域クラブ活動に展開することとしています。
	10) 責任の所在	Q. 市が地域クラブ活動を管理することですが、ガバナンスは機能するのでしょうか。	A. 山陽小野田市では、地域クラブ活動を設置・運営する者に対し、山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備に係る新たな地域クラブ活動団体設立の手引き【地域クラブ運営ガイドライン】（以下「ガイドライン」という。）を策定し、これに沿った活動を実施してもらうよう要請していきます。また、当面の間、市（文化スポーツ推進課）が運営団体を担うことで、実施主体の管理・監督を行うことから、一定のガバナンスは機能すると考えています。
	11) 責任の所在	Q. 指導者等に対して、ガイドラインなどが改定されますか。また、一般公開されますか。	A. 国の方針に基づき、現在ガイドラインの改定に向けて検討を進めています。改定後は市公式ウェブサイトで公開する予定です。
	12) 責任の所在	Q. 活動の管理監督の責任は、誰が負うのですか。最終的な責任の所在はどうなりますか。	A. 山陽小野田市では、運営団体が実施主体を管理・監督することから、指導者に重大な瑕疵があった場合を除き、最終的な責任は市が負うものと認識しています。
	13) 活動目的	Q. 地域クラブ活動になると競技志向になり、気軽に初心者が入ることができなくなるのでしょうか。	A. 山陽小野田市の基本方針では、学校部活動の教育的意義や役割を継承し、スポーツ・文化芸術活動に参加しやすい環境の整備を目的としていますので、愛好志向の生徒の受け入れも可能と考えています。

	14) 活動目的 Q. 大会がある以上、上位を目指す気持ちは出てくるものと考えられますが、これに対してどのように対応するのでしょうか。強度を求める者は民間を選ぶ選択肢しかないのであれば、格差が生じるのではないかでしょうか。	A. 地域クラブ活動に所属し、活動する中で、その競技・種目等でより良い成果を求めるのを阻むものではありませんが、地域クラブ活動は勝利至上主義の活動ではなく、部活動の教育的意義を継承した、多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動を目指しています。活動目的に応じた選択をしていただければと思います。
	15) 保険 Q. 怪我・事故等発生した際の保険はどうなりますか。	A. いただいた会費の中から、市（文化スポーツ推進課）がスポーツ安全保険に加入を行います。
展開の時期について		
	16) 移行時期 Q. 移行時期はいつですか。	A. 令和8年度の新体制発足後、各学校部活動の活動状況によりますが、概ね令和8年6月～8月頃を予定しています。
	17) 移行時期 Q. 年度の途中に移行するのは中途半端ではありませんか。	A. 概ね運動部の3年生の大会（選手権大会）が終わり、2年生以下を中心とした新チームになる時期と合わせています。なお、全国大会等への出場や、文化部のコンクールなど、各部の活動状況に応じて柔軟に対応することとしています。
	18) 時期の延期 Q. 体制が整わないのであれば、移行時期を延期した方が良いのではないか。	A. まずは令和8年度の新体制発足後（6月～8月頃）を目途に、 休日の 学校部活動は廃止します。現在体制を整えつつあるため、移行時期の延期は想定していません。
活動時間について		
	19) 活動時間 Q. 活動時間はどのくらいですか。	A. 活動時間は平日は長くとも2時間程度、休日は原則として3時間程度としています。特に、平日の地域クラブ活動は学校で教員が指導する部活動とは異なり、指導者の都合上、従前より遅い時間帯の活動時間になる見込みです。
	20) 活動時間 Q. 試合や大会の際にも活動時間は変わらないのでしょうか。	A. 試合・大会等の活動時間の取扱いは、今後検討してまいります。

山陽小野田市版 部活動の地域展開について

【令和8年1月30日時点】

	21) 夜間の活動	Q. 夜間の活動になりますか。	A. 現時点で特に定めていませんが、指導者の参加できる時間帯が限られる関係で、開始時間が17時～19時の間になる場合が多いことから概ね21時までを想定しています。
	22) 社会体育との兼合い	Q. 社会体育の活動と時間が重なりませんか。	A. 一部では時間帯が重なる可能性は承知しておりますが、学校施設については19時までは地域クラブ活動を優先する方針です。なお、学校開放事業で活動している社会体育への影響は、今後検討します。
活動場所について			
	23) 活動場所	Q. 活動場所はどこですか。	A. 学校施設はもちろん、市民体育館をはじめとするスポーツ施設、文化施設を想定しています。
	24) 補助の有無	Q. 活動場所が学校外や遠方の場合、移動について補助がありますか。	A. 山陽小野田市では、現時点、移動方法について補助や仕組みは検討していません。保護者等の送迎や最寄りの公共交通機関（自費）の利用をお願いします。
活動競技・種目について			
	25) 競技・種目	Q. 新体制への移行対象の競技・種目は何ですか。	A. 市内6中学校の全ての学校部活動（運動部9種目45部、文化部5種目12部の合計57部）が対象です。
	26) 文化部	Q. 特に文化部は移行した際に指導者となる方がいらっしゃるのか不安です。	A. 文化部の地域展開については、現在受入先となる実施主体は特に候補がありません。ただし、新たにかるたクラブやガラス造形クラブ（いずれも仮称）ができる予定です。
	27) 部活動	Q. 既存の部活動が移行対象となることですが、移行までに部活動がなくなることはありますか。	A. 当面の間（少なくとも令和8年度から令和10年度まで）、現行（平日週2日のみ）の学校部活動がなくなることはありません。ただし、地域展開により部員数の減少が想定され、活動が縮小されたり、活動できなくなったりする可能性はあります。
	28) 新設部	Q. 既存の部活動が移行対象となることですが、今までにない新設の競技・種目等を設けることができますか。	A. 地域展開のメリットの一つが新設部の創設と考えています。既に、市内の中学校では長らく廃部となっていた、男子バレーボール部が地域クラブ活動団体として活動しており、かるたやガラス造形といったクラブも新設される見込みです。
費用・補助等について			

山陽小野田市版 部活動の地域展開について

【令和8年1月30日時点】

	29) 指導者への謝金	Q. 新たに指導にあたる指導者に対して、謝金等の支払が発生しますか。	A. 指導者への謝金等の支払いを想定していますが、会費や市の補助金だけでは大幅な資金不足が想定されるため、現時点では指導者への謝金を「運営費」として団体に補助していく方針です。
	30) 会費（月謝）	Q. 地域クラブ活動は会費（月謝）が発生しますか。	A. 発生します。指導者への謝金や消耗品、保険料等の活動に伴う費用については、受益者負担として、会費を徴収することとしています。金額については、現在検討中ですが、月2千円～3千円で検討しています。
	31) 会費（月謝）	Q. 会費はどのくらいですか。競技・種目等によって異なりますか。	A. 会費については、上記のとおりですが、国や県内他市の状況を踏まえ、令和7年度中には金額を決定する見込みです。
	32) 補助の有無	Q. 活動に伴う費用負担に対して、生活困窮世帯に対して補助等の予定はありますか。	A. 生活困窮世帯に対する支援については、今後検討することとしています。
	33) 補助の有無	Q. 市が認定する地域クラブ活動団体以外の民間クラブなどに参加する生徒に対して補助等はありますか。	A. 想定していません。
	34) 生徒会費・後援会費等	Q. 学校部活動に生徒会費や教育後援会費等から配分されている部費等は、今後も継続されますか。	A. 生徒会費や教育後援会費等は各学校で独自に管理・運用されているため、現時点において回答ができません。一般論として、地域クラブ活動は学校管理外の活動のため、この資金が配分される可能性は低いと考えられますが、平日の学校部活動については従前どおりに配分される可能性は高いと考えられます。
学校備品について			
	35) 備品の使用	Q. これまで学校部活動で使用していた備品等を継続利用できますか。	A. 継続して利用できるよう、各学校と調整を行っていく予定としています。
	36) 部室等の使用	Q. 道具等の保管も部活動同様に部室や教室等が利用できますか。	A. 継続して利用できるよう、各学校と調整を行っていく予定としています。
指導者について			
	37) 指導者の人物像	Q. 指導者はどのような方がいるのですか。	A. スポーツ・文化芸術団体の関係者をはじめ、現在活動している外部指導者、希望する教職員や市職員、企業関係者、大学生や保護者等を想定しています。

	38) 指導者の確保	Q. 指導者は確保できるのですか。	A. スポーツ・文化芸術団体の指導者をはじめ、現在活動している外部指導者、希望する教職員や市職員、企業関係者、大学生や保護者等、様々な関係者へ協力要請等を行い指導者を確保していきたいと考えています。
	39) 指導者確保ができないかった場合	Q. 指導者が確保できなかった部活動は、地域展開できず平日のみの活動となりますか。	A. 競技・種目等によっては指導者の確保が課題となることが想定されますが、地域展開後の休日も現行の部活動で行っているスポーツ・文化芸術の活動をする機会が維持できるよう、全力で取り組みたいと考えています。
	40) 自治体職員の活用	Q. 指導者確保の対策として、自治体職員からの参画を検討してはどうでしょうか。	A. 山陽小野田市職員が地域クラブ活動へ従事できる仕組み（職専免）は構築しています。また、山陽小野田市の市立小・中学校に勤務する教職員が兼職兼業で従事できる仕組みも整えております。ただし、いずれも本人が希望していることを前提とした仕組みです。
	41) 教員の転勤	Q. 部活動の地域展開の期間中、部活動顧問の異動があった場合、その学校部活動はどうなりますか。	A. 当面の間、平日の学校部活動は継続します。その間、教員の異動があっても、各学校で顧問を割り当てる方針です。
	42) 指導方針	Q. 指導者の指導方針は市が定めるですか。	A. 地域クラブ活動における指導者方針（マニュアル）を作成する予定はありません。ただし、地域クラブ活動団体の指導者講習会や代表者会議を定期的に行いますので、基本的には、この内容に沿った指導を行っていただく予定としています。
	43) 相談窓口	Q. 指導者に対する意見がある場合の窓口はどこですか。	A. 山陽小野田市では、運営団体である市が地域クラブ活動を管理・監督することから、相談窓口も市（文化スポーツ推進課）が担うことになります。
	44) 処分	Q. 暴力やハラスメントが認められた場合の更迭や処分等の対応はありますか。	A. 山陽小野田市では、運営団体である市が地域クラブ活動を管理・監督することから、指導者の管理監督責任は、市が負うことになり、相応の対応を想定しています。

	45) 指導者の業務	Q. 指導者が担う職務の範囲を教えてください。	A. 指導者は地域クラブ活動全般を担います。具体的には、出欠確認、技術指導、練習計画及び年間予定の作成、大会への引率、活動上の怪我やトラブルなどの対応等です。会員の保険の加入や会費徴収などの事務業務も原則、実施主体となる地域クラブ活動団体が個別に行う予定です。
	46) 質の確保	Q. 部活動が担ってきた教育的意義を指導者にどのように求めるのですか。また、指導者の質の確保をどのように行いますか。	A. 地域クラブ活動団体の指導者講習会や代表者会議を定期的に行なうことで、指導者には部活動が担ってきた教育的意義を理解してもらうとともに、指導者自身の質の向上に努めたいと考えています。
	47) 募集要項	Q. 指導者募集の要項等は決まっていますか。	A. 指導者の従事要件について一部検討中のため、募集要項等については策定できていません。要件が決まり次第、早期に募集を開始したいと考えています。
	48) 大会やコンクール等の参加条件	Q. 大会の参加に際し、指導者に求められる要件がありますか。	A. 中学校体育連盟が開催する大会に参加するに当たっては、多くの競技で指導者の資格が求められているものがありますので、御留意ください。また、吹奏楽等のコンクールについては特に規定はありません。
	49) 資格補助	Q. 指導者に資格が必要な場合の補助はありますか。	A. 今のところ想定していません。
学校との関わりについて			
	50) 学校の関与	Q. 地域クラブ活動になると学校は関与しないのですか。	A. 地域クラブ活動は学校管理外の活動のため、学校が運営に直接関与することはございませんが、地域クラブ活動の円滑な運営に当たっては、学校との連携は不可欠であると考えています。具体的な連携としては、学校は地域クラブ活動を紹介する場を設けるなどの運営協力をを行い、地域クラブ活動は学校に対し、地域クラブ活動の方針、スケジュール、活動状況（活動成績等含む）等の情報共有を図ることを想定しています。

	51) 教職員の関与	Q. 教職員は地域クラブ活動に関与しないのですか。	A. 地域クラブ活動はあくまで学校管理外の活動のため、教職員の業務として、基本的には関与することはありません。ただし、地域クラブ活動での指導を希望された場合は、教職員も兼職兼業により指導者として関与することができます。
子どもの健全育成について			
	52) 参加できない生徒	Q. 学校管理外の活動となると、参加できる生徒と参加できない生徒の格差が生じませんか。	A. 山陽小野田市では、行政が主体となり地域展開を進めしており、本市の地域特性等を考慮しつつ、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するよう努めています。今まで通り、すべての生徒が、様々なスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指しています。
	53) 環境の維持	Q. 部活動は、子供たちが気軽にスポーツ・文化に触れることができる場なので、地域クラブ活動でもこの状況を維持して欲しいです。	A. 山陽小野田市では、行政が主体となり地域展開を進めおり、本市の地域特性等を考慮しつつ、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するよう努めています。こうした中、本市の地域クラブ活動では、学校部活動の教育的意義や役割を継承し、中学生が参加しやすい環境の整備を図ることとしています。
	54) 地域クラブ活動に属さない生徒	Q. 地域クラブ活動に所属しない生徒が非行に走らないか心配です。	A.これまでの部活動と同様に、地域クラブ活動への参加は任意ではありますが、山陽小野田市では多くの生徒が地域クラブ活動へ参加できるよう、市が地域クラブ活動の創出に支援することとしており、すべての生徒が、様々なスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指しています。
周知方法・説明会について			
	55) 情報不足	Q. 何がどう変わるのが、情報がありません。	A.進捗状況については、市公式ウェブサイトに協議会の会議録やアンケート結果等を公開しています。また、定期的に児童・生徒向け、保護者・地域の方向け説明会を各学校区で開催しています。 ※山陽小野田市の地域展開の概要については、「地域展開について」の質問番号2番を御確認下さい。

	56) 説明会	Q. 直接質問をする機会や説明会の予定はないのでしょうか。	A. 現在、令和8年2月に各学校区で説明会を開催する予定です。詳しくは、市広報紙（2月1日号）をご覧ください。
保護者の負担について			
	57) 送迎	Q. 地域クラブ活動は保護者の送迎が必要ですか。	A. 地域クラブ活動の活動場所は様々であり、状況により保護者の送迎が必要となります。地域クラブ活動団体の情報については、市公式ウェブサイト等で公開していますので、そちらを御確認ください。
	58) 父母の会	Q. 地域クラブ活動は保護者が会計等を担うのでしょうか。	A. 指導者に対する謝金の支払いや生徒・指導者の保険料の支払いなどは実施主体又は運営団体となる市が担います。ただし、地域クラブ活動団体が独自に行う遠征等に伴う費用等の取扱いについては、今後検討することとしています。
	59) 金銭的負担	Q. 地域クラブ活動は会費を伴いますか。	A. 受益者負担を基本としており、会費を徴収します。 ※山陽小野田市の「費用・補助等について」の質問番号30、31番を御確認下さい。
	60) 当番等	Q. 地域クラブ活動は見守りなど、保護者が当番制で関わることが想定されますか。	A. 現在のところ、そのような想定はありませんが、各地域クラブ活動団体で状況により判断される見込みです。
展開後の運用等について			
	61) ユニフォーム	Q. 部活動で使用してきたユニフォームを継続利用できますか。	A. 調整・議論がそこまで及んでいませんが、大会や試合には、地域クラブ活動団体として出場するため、新たに作成することになると考えています。
	62) 団体競技のチーム編成	Q. チーム競技において、生徒数の減少に伴い、学校単位でチームが組めなくなった場合はどうなりますか。	A. そのような状況を防ぐため、地域展開により、どの学校の生徒でも加入できる地域クラブ活動に移行する予定です。市内で各競技が複数チームできるよう実施主体を募集していく方針です。
民間クラブなどについて			

	63) 「地域クラブ活動」とは	Q. 民間のクラブチームやスポーツ少年団への所属は地域クラブ活動として扱われますか。	A. 山陽小野田市の「地域クラブ活動」はガイドラインに基づき、運営団体である市が認定しているクラブのみです。そのため、民間クラブやスポーツ少年団は含みません。ただし、大会やコンクール等において、民間クラブやスポーツ少年団が中学校体育連盟等の主催者が指定する基準を満たした場合は参加することが可能です。
	64) 移行期の大会	Q. 移行時期においては、ひとつの大会やリーグの中に、地域クラブ活動と民間のクラブチームなどが入り混じっており、力量の差が見受けられますが対策等考えていますか。	A. 地域クラブ活動の運営に当たっては、部活動の教育的意義や役割を継承し、専門的な技術等の向上や大会等での好成績を目指しながらも、勝利至上主義に陥ることなく、多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供し、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うことができる活動を目標としています。そのため、力量の差が見受けられる場合もございますが、特に対策は考えていません。
その他			
	65) 中学校体育連盟	Q. 中学校体育連盟は今後どのようにになりますか。	A. 中学校体育連盟山陽小野田支部の事務局は、令和8年度の新体制発足後（6月～8月頃）を目途に、市（文化スポーツ推進課）が引き継ぐ予定です。
	66) 中学校体育連盟の登録	Q. 令和8年度の選手権までは部活動で試合に出場できると聞いたが、令和8年4月から地域クラブ活動に加入した場合、中学校体育連盟の登録は、学校と地域クラブ活動の両方に登録できるのか。	A. 学校と地域クラブ活動の両方に登録することはできません。どちらかを選択して登録する必要があります。なお、山陽小野田市では、新人戦から学校では出場できなくなるため、中学校体育連盟が定める新人戦出場に係る申請時期（令和8年6月予定）までに、新たに選手登録をする必要があります。